

秋田県公報

目次

告
示

- 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（一七九・財政課）

○関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（一八〇・財政課）

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（一八一・福祉政策課）

○生活保護法による医療機関の指定（一八二・福祉政策課）

○生活保護法による施術者の指定（一八三・福祉政策課）

○生活保護法による指定医療機関の事業の休止（一八四・福祉政策課）

○秋田県医療保健福祉計画の変更（一八五・医務薬事課）

○結核予防法による医療機関の指定（一八六・横手保健所）

○第十次鳥獣保護事業計画の策定（一八七・自然保護課）

○特定鳥獣保護管理計画の策定（一八八・自然保護課）

○争議行為の予告（一八九・雇用労働政策課）

○都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（一九〇・都市

五
告

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ○都市計画事業の変更の認可の告示があつた旨の公告 | (一九〇) |
| 一、一九二・都市計画課 | |
| ○道路区域の変更 (一九三～一九五・道路課) | |
| ○道路区域の変更及び供用開始 (一九六・道路課) | |
| ○道路の供用開始 (一九七・道路課) | |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (一九八・河川砂防課) | |
| ○開発行為に関する工事の完了 (一九九・由利地域振興局建設部) | |
| 公 告 | |
| ○特定調査契約に係る一般競争入札の実施 (情報企画課) | 5 |
| ○土地改良区の役員の就任の届出 (山本地域振興局農林部) | 6 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 (山本地域振興局農林部) | 6 |
| ○土地改良区の役員の退任の届出 (仙北地域振興局農林部) | 6 |
| ○県営土地改良事業の換地処分 (仙北地域振興局農林部) | 6 |
| ○県営土地改良事業計画の決定 (平鹿地域振興局農林部) | 6 |
| 教育委員会告示 | |
| ○公の施設における指定管理者の指定 (七・生涯学習課) | 6 |
| 内水面漁場管理委員会告示 | |
| ○第五種共同漁業権漁種に係る増殖量 (一、二) | 6 |
| 内水面漁場管理委員会指示 | |
| ○プラックバス等外来魚の再放流の禁止 (二) | 7 |

告示

- # 秋田県告示第百七十九号 全國自治室くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条

秋田県告示第八百八十一号

関東・中部・東北自治区くし事務協議会規約の一部を少しそうに変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月三十日

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
みわ内科クリニック	齊藤 義己	雄勝郡羽後町貝沢字福荷二十三番地の九	平成十九年一月三十一日
琴丘町訪問看護ステーション	社会福祉法人琴丘町社会福祉協議会 会長	山本郡琴丘町鹿渡字町後二百六十三	平成十八年三月十九日

秋田県告示第八百六十二号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり定め。

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

秋田県知事
寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
業務の種類	指定年月日			
医療法人 みわ内科クリニック 理事長 社会福祉法人三種町社会福祉協議会会長	雄勝郡羽後町貝沢字稻荷二十三番地九号	秋田県知事 寺田典城	内科・呼吸器科・循環器	平成十九年一月一日
訪問看護	山本郡二種町鹿渡字町後二百六十三	平成十八年三月二十日		
秋田県告示第百八十三号 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。	平成十九年三月三十日			
名 称	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	業 务 の 種 類	指 定 年 月 日
金田 隆 佳 三種町社会福祉協議会ひまわり 訪問看護ステーション	ありうら整骨院	大館市有浦二丁目二番十一号	柔道整復	平成十八年十月十七日
会員	開設者氏名又は名称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
社会福祉法人三種町社会福祉協議会会長	山本郡二種町鹿渡字町後二百六十三	秋田県知事 寺田典城		
秋田県告示第百八十五号 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第十項の規定により、秋田県医療保健福祉計画を変更したので、同条第十三項の規定に基づき、その内容を次のとおり公示する。	平成十九年三月三十日			
秋田県告示第百八十六号 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。	秋田県知事 寺田典城	秋田県知事 寺田典城		
秋田県告示第百八十七号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四条第一項の規定により、次のとおり第十次鳥獣保護事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。	平成十九年三月三十日			
秋田県告示第百八十八号 「次のとおり」は省略し縦覧に供する。	秋田県知事 寺田典城			
秋田県告示第百八十九号 縦覧の期間 平成十九年三月三十日から平成十九年四月三十日まで	秋田県知事 寺田典城			
日本調剤 平鹿 横手市横手町字四ノ口五十 平成十九年三	秋田県知事 寺田典城			
二 健康福祉部医務薬事課及び各地域振興局福祉環境部	秋田県知事 寺田典城			

(「次のとおり」は、省略し、生活環境文化部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第百八十八号

鳥獸の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第8十八号）第七条第一項の規定により、次のとおり「第二次秋田県二ホンカモシカ保護管理計画」「第二次秋田県ツキノワグマ保護管理計画」「第二次二ホンザル保護管理計画」を定めたので、同条第七項において準用する同法第四条第四項の規定に基づき、公表する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

（次のとおり）は、省略し、生活環境文化部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第百八十九号

平成十九年三月二十三日秋田赤十字病院労働組合執行委員長大海久善から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 事件

(一) 増員、労働条件改善及び下請に関すること。
(二) 賃金及び手当に関すること。
(三) 福利厚生に関すること。

四 その他**二 日時**

平成十九年四月三日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたつて行う。

二 場所

秋田市上北手猿田字苗代沢二百二十二番地一

秋田赤十字病院

四 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部または一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行

一 道路の区域**道路の種類**

旧

路線名

百一号

区

間

敷地の幅員（メートル）

延長（キロメートル）

A	山本郡八峰町八森字塚の台六〇番三地先から字浜田一八二番二一地先まで	山本郡八峰町八森字塚の台六〇番三地先から字浜田一八二番二一地先まで	秋田赤十字病院	百一号	路線名	旧新別	道路の種類	道路の区域

う。

二 施行者の名称

秋田県

三 事務所の所在地

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

四 事業地の所在

(二) 大仙市大曲上榮町十三番六十二号 仙北地域振興局建設部

秋田県告示第百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第三項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十二条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類及び名称

二ツ井都市計画道路（三・四・一号種梅仁鮎線及び三・五・九号荷上場線）の変更

二 都市計画を変更した土地の区域

(一) 三・四・一号種梅仁鮎線

(二) 三・五・九号荷上場線

変更した部分 能代市二ツ井町字下野、字上台、字塚ノ台、字狐台及び字海道上

(三) 刪除した部分 能代市二ツ井町字下野家後の一部

削除した部分 能代市二ツ井町字下野、字上台、字塚ノ台、字狐台及び字海道上

三 都市計画の変更年月日 平成十九年三月三十日

三 都市計画の変更年月日 平成十九年三月三十日

三 都市計画の変更年月日 平成十九年三月三十日

三 都市計画事業の種類及び名称

秋田都市計画道路事業三・三・四号横山金足線及び三・五・三十八号浜ナシ山長野線

(一) 事業地の所在

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 事業地の所在

秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部

秋田県告示第百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可があつたので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 事務所の所在地

(一) 秋田市山王四丁目一番二号 建設交通部都市計画課

二 施行者の名称

秋田県

三 事務所の所在地

(一) 秋田市山王四丁目一番二号 建設交通部都市計画課

四 事業地の所在

(一) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部

秋田県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画事業の種類及び名称

角館都市計画道路事業三・四・九号横町線及び三・四・二号大町通線

二 道路の区域**三 事務所の所在地**

秋田県知事 寺田典城

四 事業地の所在

(一) 秋田市山王四丁目一番二号 建設交通部都市計画課

五 事業地の所在

(一) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部

国 道		新		百一号			
県 道		旧		湯沢雄物川大曲線			
道路の種類		旧新別		路 線 名		区 間	
新	旧						
B	A	横手市十文字町植田字沢田十九番二地先から横手市平鹿町樽見内字北沢〇番まで		一・六〇〇～一・六二六	六・五〇〇～六・五〇〇	一・六六九	五・七〇〇～八・四〇
B	"	横手市十文字町植田字沢田十九番二地先から横手市平鹿町樽見内字北沢〇番まで		一・六〇〇～一・六二六	十九・〇〇～十九・〇〇	一・六六九	三・〇〇～五・四〇
B	A	横手市十文字町植田字沢田十九番二地先から横手市平鹿町樽見内字北沢〇番まで		一・六〇〇～一・六二六	一・六六九	一・六六九	〇・一〇五
この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。							
二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間		秋田県告示第百九十五号		平成十九年三月三十日		秋田県知事 寺 田 典 城	
(一) 場所	建設交通部道路課	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定					
(二) 期間	平成十九年三月三十日から同年四月十二日まで	に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。					
一 道路の区域							
県 道		道路の種類		区 間		敷地の幅員（メートル）	
新		路 線 名		間		延長（キロメートル）	
大曲大森羽後線		区 間					
B A		敷地の幅員（メートル）		延長（キロメートル）			
大仙市大曲金谷町六〇番二八地先から大曲西根字元木五二三三番一地先まで		八・〇〇～三六・〇〇		一・一九六			
大仙市大曲金谷町六〇番二八地先から大曲西根字元木五二三三番一地先まで		八・〇〇～三六・〇〇		一・一九六			
大曲大森羽後線		一・一八四		一・一八四			
この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。							
二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間		秋田県告示第百九十六号		平成十九年三月三十日		秋田県知事 寺 田 典 城	
(一) 場所	建設交通部道路課	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づく					
(二) 期間	平成十九年三月三十日から同年四月十二日まで						

第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載する。いふ。

入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定す。いふによ。

落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出す。いふ。

その他

(+) 詳細は、入札説明書によ。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of items to be

rented : 4,140 Personal Computers

2 Time-limit of tender : 3:00 P.M. 9 May,

2007

3 Contact point for the notice : Information

Planning Division, Department of Academic

and International Affairs, Akita Prefectural

Government, 3-1-1 Sanno, Akita City, Akita

Prefecture 010-8572, Japan TEL 018-860-4273

教育委員会告示

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六

項の規定により、三種町浜口土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城
就任理事の住所及び氏名
山本郡三種町浜田字堂前百九十七番地 桧森 元明

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、能代市東土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十九年三月二十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月三十日

秋田県教育委員会委員長 太 田 宿 子
一 指定管理者の住所及び名称
山本郡八峰町八森字中浜六十三番地 八峰町

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、能代市東土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十九年三月二十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

二 指定の期間

平成十九年七月一日から平成二十四年三月三十一日まで

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県七滝土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城
佐々木五郎

退任理事の住所及び氏名

大仙市高梨字水里六十五番地一

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城
佐々木五郎

内水面漁場管理委員会告示

秋田県内水面漁場管理委員会告示第一号
内水面における増殖事業の推進を図るため、平成十九年度の第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定めたので公告する。

平成十九年三月三十日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊藤彌

漁業協同組合	免許番号	魚種									
		あゆ	いわな	やまめ	こい	ふな	やつな	めぎ尾	にじます	さくらます	産卵場
		kg	千尾	千尾	kg	kg	尾	千尾	千尾	千尾	造成箇所
雄勝漁業協同組合	内共 1号	400	15	100							3
皆瀬川筋漁業協同組合	内共 2、3号	760	50	50	75	25					3
成瀬川漁業協同組合	内共 4号	175	35	45	35	15					3
雄物川上流漁業協同組合	内共 5号	300	3	15	169	10	50				3
県南漁業協同組合	内共 6号	400	3	3	775	25	125				3
横手川漁業協同組合	内共 7号	160	10	10	170	10	175				3
仙北漁業協同組合	内共 8号	75	10	22	1,000	25					7
仙北中央漁業協同組合	内共 9号	110	15	20	250	51	50				5
角館漁業協同組合	内共 10号	1,640	33	66	220	25	100				3
仙北西部漁業協同組合	内共 11号	275	8	8	275	75	150				3
岩見川漁業協同組合	内共 12号	875	20	135	375	25	150				3
鹿角市河川漁業協同組合	内共 13号	150	60	4							3
比内町漁業協同組合	内共 14号	110	55	55	25	25	25				5
小坂町漁業協同組合	内共 15号		5	5					5		1
大館市漁業協同組合	内共 16号	105	15	10	165	10	50				4
田代町漁業協同組合	内共 17号	300	10	15	25	25	50				3
鷹巣町漁業協同組合	内共 18号	200	10	10	50	5					2
阿仁川漁業協同組合	内共 19号	550	40	25	25	5	250	1	100		3
萩形ダム漁業協同組合	内共20、21号	80	9	8	75	15					3
柏毛漁業協同組合	内共 22号	400	20	40	140	10					3
能代市常盤川漁業協同組合	内共 23号	52		13			50				1
子吉川水系漁業協同組合	内共24、25号	1,018	21	21	1,335	75	500				7
八森町真瀬川漁業協同組合	内共 26号	250	10	30							1
馬場目川漁業協同組合	内共 27号	58	20	5	100						4
田沢湖町漁業協同組合	内共 28号	175	11	5	33	5					1
合 計		8,617	486	718	5,317	461	1,725	6	100		80

秋田県内水面漁場管理委員会告示第二号

十和田湖における増殖事業の推進を図るため、平成十九年度の第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定めたので公告する。

平成十九年三月三十日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊藤彌

免許番号	漁業協同組合名	魚種	増殖量
農内共第一号	十和田湖増殖漁業 協同組合	ひめます ふな えび さくらます	七〇万尾 五万尾 十六箇所 一万尾

内水面漁場管理委員会指示

秋田県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定に基づき、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成十九年三月三十日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊藤彌

一 指示の内容
次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれに連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

- (一) ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚）
- (二) ブルーギル

二 指示の期間
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

別表第二中

特別養護老人ホーム萬生苑	由利本荘市水林二百八十四番地	由利本荘市土谷字新谷地百五十七番地	由利本荘市西目町沼田字新道下二番地六	医疗法人青嵐会老人保健施設グランドファミリーウエスト
特別養護老人ホーム萬生苑	由利本荘市水林二百八十四番地	由利本荘市土谷字新谷地百五十七番地	由利本荘市土谷字新谷地百五十七番地	社会福祉法人中央会特別養護老人ホームふるさと学び舎
社会福祉法人中央会特別養護老人ホームふるさと学び舎	由利本荘市土谷字新谷地百五十七番地	由利本荘市土谷字新谷地百五十七番地	由利本荘市土谷字新谷地百五十七番地	社会福祉法人中央会特別養護老人ホームふるさと学び舎
社会福祉法人中央会特別養護老人ホームふるさと学び舎	由利本荘市土谷字新谷地百五十七番地	由利本荘市土谷字新谷地百五十七番地	由利本荘市土谷字新谷地百五十七番地	アハウスふるさと学び舎

に は、を に を

の誤り

平成十九年三月九日（第千八百五十九号）掲載の秋選管告示第二十三号（公職選舉執行規程の一部を改正する規程）
(原稿誤り)
五ページの表中

発行者
秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円（税込）

印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0187-66-8633 FAX 0187-66-8633
E-mail matsuura@matsubaransais.co.jp

繁雄号